

●香川県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年12月20日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年11月10日	いけのべ調剤薬局	木田郡三木町池戸2777番地14
令和4年12月1日	医療法人社団博光会 かさいデンタルクリニック	綾歌郡綾川町陶5870番地2
令和4年12月1日	宇多津調剤薬局	綾歌郡宇多津町大字東分49番地36
令和4年12月1日	イルカ調剤薬局	坂出市旭町三丁目1番11号